

【資料 2】

業務委託仕様書

1 委託業務の名称

地域課題解決ビジネス創出事業に係る事前調査事業業務委託

2 委託業務の目的

本業務は、人口減少に伴う地域課題の解決のため、民間の専門的な知見に基づき、構想段階からビジネス確立に至るまで、多様な主体が一体となって取り組む新たな手法を活用しながら、地域に眠る資源（人材、食、歴史・文化、自然環境など）と、県内外の知恵や技術、資本等を組み合わせることで、一定の収益が見込まれるなど持続可能なビジネスとなり得る地域課題を選定した上で、令和 9 年度から 3 カ年計画で実施する実証事業の調査エリアを選定し、事業計画の策定や実施体制づくり等を行うことを目的とする。

（1）本業務の位置づけ

本業務は、令和 9 年度から 11 年度まで実施する「地域課題解決ビジネス創出事業」を円滑にスタートさせるための事前調査、各種調整、事業計画策定等を行うものである。

（2）地域課題解決ビジネス創出事業について

本県においては、人口減少に伴い様々な地域課題が生じているが、それらは市町村単独では解決困難、かつ、多くの地域に共通の課題であることが多い。これらの課題に対しては、地域住民や民間、地域外の人材など多様な主体を巻き込み、課題解決のプロセス自体がビジネスとして収益を上げられる構造としつつ、持続可能な取組としていくことが求められている。

地域課題を解決する新たな仕組み（Think & Do Tank※）を本県に導入し、持続可能な地域づくりを推進するため、3 テーマの実証事業を通じて、その有効性や実効性を検証しながら、民間主導で課題解決に必要なサービスが持続的に提供される地域の増加を目指す。

※Think & Do Tank：単に構想を描くだけでなく、実証を通じて事業化のめどを立て、適切な担い手へ引き継ぐ。このサイクルを課題毎に行う仕組み。

（3）3 テーマの課題解決実証事業

令和 9 年度からの 3 年間で、自立した課題解決ビジネスに向けた動きを県内に 3 件創出することを目標として設定している。そのため、本業務（事前調査事業）では、令和 9 年度当初から着手する第 1 号実証事業の事業計画等を作成するとともに、令和 10 年度以降に着手を予定する第 2 号実証事業のプロジェクトテーマや事業計画の草案を策定する。

なお、第 3 号実証事業については、令和 9 年度以降にテーマ選定等を行う予定である。

3 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 15 日まで

4 委託業務の内容

受託者は、県および市町村と緊密に連携し、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 実証エリアにおける地域課題及び資源の調査

- ① 県が実施した全県アンケート調査および初期訪問調査の結果を踏まえ、実証エリア（2箇所想定）を選定し、当該エリアにおいて、行政の枠にとらわれずに地域ビジネスを展開する意欲のある地元の民間人材等との対話・ヒアリングを実施すること。
- ② 市町村が維持管理に苦慮している未利用公共施設等の現状を把握し、ビジネス拠点等としての活用の可能性を検討すること。
- ③ 県内金融機関や企業等へのヒアリングをあわせて実施し、実証事業への参画意向や連携の可能性を把握すること。

(2) プロジェクト案の検討・事業計画の策定と、官民共創による合同チームの編成による計画の具体化及び次年度以降の実施体制設計

- ① 現場からの声や先進地事例調査の知見を基に、県・実証エリア市町村とともに地域の複合的な課題解決（若者の仕事創出、企業や高等教育機関等との連携、地域インフラ維持等）と収益性の両立可能性があるプロジェクト案を2件程度検討し、令和9年度以降の実証を想定した事業計画草案を策定すること。
- ② 県、実証エリア市町村、民間専門家、地元の事業運用担い手、金融・産業関係者、高等教育機関等からなる「合同チーム」を編成し、事業計画草案の解像度を段階的に高め、事業計画を策定すること。
- ③ 計画策定に止めるのではなく、「合同チーム」を派生的に発展させることも想定し、令和9年度以降に第1号実証事業を実施するための実働組織の体制及び実施スキームを検討すること。

(3) 先進地（福岡地域戦略推進協議会：FDC）への現地調査の同行及び専門的助言

- ① 官民共創組織（Think & Do Tank）の国内先進事例である「福岡地域戦略推進協議会（FDC）」へ県が実施する現地ヒアリング調査に同行し、現地の運営実態（官民の役割分担、持続可能な収益モデル、高等教育機関との連携実務等）について、専門的見地からの助言等を行うこと。
- ② 現地調査を踏まえ、本県への適応可能性（適切なスケール感の検証、秋田型モデルへのカスタマイズ手法等）についての分析を行うこと。

(4) 令和9年度の第1号実証事業実施に向けた交付金申請書作成の支援

- ① 次年度以降の第1号実証事業実施や実働組織の運営に必要な資金調達のため、「地域未来交付金」申請書類の作成支援を行うこと。なお、令和9年度当初から交付金活用を行う場合、第1号実証事業及び事業計画書は検討途中の内容になることから、交付金申請時に暫定的な内容を申請書類に記載できるよう段階的に事業計画案を策定すること。

5 報告および成果品

(1) 着手報告

受託者は、契約締結後、速やかに業務実施計画書を県に提出し、その承認を受けなければならない。

(2) 進捗報告

受託者は、業務の実施状況について、県から請求があったときは、速やかに書面または口頭により報告しなければならない。

(3) 成果品の提出

受託者は、委託期間満了までに次の成果品を県に提出し、検査を受けるものとする。

- 地域課題解決に向けた事前調査事業業務報告書（第1号実証事業計画書案・組織設計案含む） 紙媒体1部、及び同関係データ（クラウドドライブ等による提出）

6 その他

(1) この業務の実施に当たっては、企画提案内容に基づき、県と協議を行い、双方合意した内容により実施すること。

(2) 個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、適切な個人情報の取扱いに留意すること。

(3) 成果品の納品場所は、秋田県人口戦略部地域づくり推進課とする。

(4) 本仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、その都度、県と受託者が誠意をもって協議し、決定するものとする。